

高度地区

種 別	対象地域	建築物の高さの最高限度	制度内容	制限の緩和 (建築審査会の同意が必要)		制限の適用除外
				緩和の対象		
				敷地規模	空地率	
第一種高度地区	第一種低層住居専用地域	建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に定める高さによる。以下同じ。)は、その最高限度を10メートルとし、かつ、建築物の各部分の高さは当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。		3,000㎡以上	65%以上	軒の高さ6.5m以下・ 最高の高さ10m以下の 勾配屋根を有する2階 建て建築物
第二種高度地区	第一種中高層住居専用地域	建築物の高さは、その最高限度を20メートルとし、かつ、建築物の各部分の高さは当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下とする。		2,000㎡以上	60%以上	
第三種高度地区	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	建築物の高さは、その最高限度を20メートルとし、かつ、建築物の各部分の高さは当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。		2,000㎡以上	60%以上	
第四種高度地区	近隣商業地域 準工業地域	建築物の高さは、その最高限度を20メートルとし、かつ、建築物の各部分の高さは当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。		準工業地域内 2,000㎡以上	60%以上	
				近隣商業地域内 1,000㎡以上	40%以上	
第五種高度地区	工業地域 工業専用地域	建築物の各部分の高さは、当該部分から区域界までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下とする。 ただし、区域界とは、当該部分から真北方向にある住居系用途地域界又は市街化区域界のうち直近のものをいう。				